

### 第3回 南房総市環境審議会 質疑応答

ア. 2次選定結果報告について（資料1-1～1-4）

質問：平らな所というと農地が中心になってくると思うが、国道に面したアクセスの良い土地を農地ということで（候補地から）外しても良いのか。また、市で募集した候補地が今現在、何ヶ所ぐらいあるか。

回答：選定候補地の上位から考えて、今回、平坦で目立つような景観のところは外していません。市で募集した候補地は入っていませんが、選定委員会を通して選んだ候補地は3ヶ所入っています。

質問：農地として、例えば、69-7がありますが、図面上10000㎡で囲ってあるところをずらせば、農地の真ん中には当たらないのではないかと。また、農地の中にし尿処理施設の建物があっても、今の施設はそんなに嫌われるような施設ではないのではないかと。地域にはそういう説明をしていかないと、これからの理解も得られないのではないかと。景観で除外すること自体、し尿処理施設に対する考え方が違うのではないかと。どう考えますか。

回答：景観的な部分は場所や地域によっていろんなデザインがあるので、コストがかかりますが問題があるというわけではないと思います。必ず拒絶されるような施設という考えではありません。

69-7については、なぜ建設候補地を中心に寄せたかということ、電力会社の高圧線があり、高圧線の近くに建築物を建てる場合、規制値があり、そのためにこの位置になってしまいました。

質問：農用地の中心部であるということ、除外された部分は除外されたままか。確かに土地の真ん中だと、農家の方の承諾は難しいと思うが、いろんな意味で嫌われる施設でないということを加味した上で、逆に住宅地周辺に建設するよりもかえって農地の真ん中の方が承諾しやすいということも考えられるのではないかと。ここについて、もう少し加味した方が良いのではないかと。

回答：農業は基幹産業ですので、配慮して、できる限り農地は避けたいという気持ちがあります。ただ、全部そのようにやると建てられなくなるので、できるだけ端の方というような方法でやっていきます。ただ、農地の中心部になるところについては、できるだけ除外させたい考えもありまして、このような結果になりました。

あと、景観については、おっしゃるとおり、今、東京都の三鷹、調布の二つの市が建てているごみ処理場は市役所の前に、建ててあり、その市役所の周りは住宅街になっています。迷惑施設と言われている施設ですが、住宅街に建てても、それらを全てクリアできる環境基準になっておりますので、それはアピールして、事業を進めていきたいと思っています。

質問：先ほど説明で区推薦のところも入っていますという説明でしたけど、最後に残りましたこの5地区については、区推薦は入っていますか。

回答：5地区には推薦箇所は入っていません。

質問：区として承知していないということか。

回答：区の詳細は今回の環境審議会において、候補地の候補地として、あげさせてもらってよろしいかということを対象になる区長さんに全てお話をして了解を得ています。

#### イ. 3次選定評価項目事例の紹介について（資料2）

質問：今後、候補地を1ヶ所に絞るのか、それとも、この5ヶ所もしくは3ヶ所に優先順位というか交渉順位をつけていくのか。合意形成ができないと前に進まないの、1ヶ所に絞る方がいいか、3ヶ所、4ヶ所と順位を付けて選定するのか。

回答：今の段階には候補地ということで5ヶ所あげておりますが、1ヶ所に選定したときその1ヶ所がいろんな事情により頓挫することも考えられます。

先ほど説明した3次選定の各種項目に対して、この5ヶ所を順位づけして、進めていきたいと考えています。

質問：資料1-4のバツがついている中に急勾配というのがありますが、67-1というのを写真で見るとちょっと山林の中のような気がしますが、勾配は急ではないという判断でしょうか。

回答：確かに航空写真で見ると山林にかぶっていますが、この航空写真、向かって左側が平らになっていますので、急傾斜の部分もあるが、平らな部分もあるので選びました。

質問：今、2次選定で残っているのが、三芳地区と丸山地区。これから進めて行くにあたり、この審議会は全部の地区の区長会長が出ています。地域住民の合意を取るためにいる。地域住民の合意が第一だと。

回答：実際に各地区の区長会長さんがこの環境審議会に出席していますが、私どもが皆さまにお願いしているのは、環境審議会の委員としてお願いしています。地区に戻って、お願いをするための区長さんではないという認識でいますので、あくまでも、この環境審議会の審議する委員だという意味でお願いしたいと思います。

質問：これから地区の区長会議などもあるが、その中でもこういう話はしてもよろしいか。

回答：聞かれれば、全く知らないというわけにいかないの、それは構わないと思います。

あと、環境審議会委員ということでお願いしていますので、用地の選定の決定については、市の方にお任せしていただきたい。皆さまに責任が発生するというようなニュアンスが出てしまうと、ご迷惑をかけるといけないので、用地の選定については、私どもに一任していただきたいと考えています。

質問：社会条件に騒音振動悪臭規制がかかっていないところが望ましいという説明でした

が、そういう規制は、どういう基準で出ているのか。また、規制がかかっていないところに造る方が望ましいということは、その規制値を上回るような悪臭が出るということか。

回答：騒音振動悪臭というのは、県が住宅街等に施設を建てる場合の条件として厳しいものを設定していますが、規制がかかっていない場所だからといって、臭うものにするということではなく、施設に見合う自主規制値、法例による規制値と同等のもので施設をつくるのが一般的です。

質問：環境アセス調査の中で希少動物が発見されれば、もうここは開発できないということなのか。うちの方でも、過去に環境アセス調査を行い、その際にオオタカの巣があって、その場合には巣を移動して、そこに住みつくような環境を作り、開発できるようにするというような説明もありました。調査方法は最初に住民によく説明した方がよいと思いますが、そういう対応はどんなことを考えていますか。

回答：基本的に環境アセス、環境影響評価というものは、県の条例で対象施設の規模等で決められていますが、今回の施設は対象には入っていないので、そういう対象ではない地域になります。ただ、当然、廃棄物処理施設として、生活環境影響調査というのを実施することになっており、範囲における騒音振動悪臭の影響範囲とか、そういうものについては、しっかりとした形で調査をするというものになっています。

質問：先ほどの5地区について、順位をつけて評価をしていくという説明でした。それで、今のこの評価項目の第6の合意形成については、5地区の地域等、どのような進め方をするのか、取り組みをするのか。それを説明してもらいたい。

回答：非常に判断項目として難しいですが、地区の方の気持ち、感情を十分、加味しなくてはいけないということで、合意形成という評価項目を盛り込んでおります。

それを具体的にどのようにやるかということは、考えている最中で、今、ここで具体的な方針まではお答えできません。すみません。

質問：それでは区長にある程度、話はしてありますということでしたが、住民説明会みたいなものは、やらないわけですね。

回答：先ほどお話したとおり、候補地の候補としてあげてよろしいかということで、対象となる区長さんの方にお話に出向きました。その時に、説明会等いかがでしょうかということでお話をしましたが、今回、あくまでも候補地として決まったわけではなく、候補地の候補地であげるという段階ですので、1ヶ所は地区で地元説明会を開催して欲しいというところありましたが、それ以外については特に要請されていませんので、1ヶ所だけ、この環境審議会の後に予定しております。

質問：この合意形成が難しいと思うんですよ。

最終的にはこの5地区の中から、選ぶ結果になると思います。そうすると、だいたい取得が難しいとか、そういうところを加味していく必要があるのではないかなと思っています。私がなんでこんなことをいうかということ、御庄のもめいり地区については、私が

昔、勤めていた頃に、あの辺にゴルフ場の開発がありまして、だいぶ底地の方は難しいかなという問題があるんですよ。だからその辺をもう少し調べた方が。

回答：貴重なご意見、ありがとうございます。もめいり地区の区長さんにお話ししたところ、土地に対して厳しいと思いますと同様のご意見をいただきました。

しかしながら、先ほどから申しているとおりの、2次選定にあたっての客観的な判断でここまで来ておりますので、そのもめいりだけを特定に絞って、ある程度細かく調べるということは、なかなか厳しいものがございます。今後、仮に、優先順位が変わってきた時には、先ほどの意見のとおりの、細かく、土地の所有者とか、地形、いろんな状況を調べて、慎重に進めていきたいと思っております。

質問：第1次、第2次では5ヶ所に絞っているが、3次と進めていく中で1ヶ所に決めてしまうのか。最終的には何ヶ所か絞って、それを執行部の方で決めるという話になるんですか。

回答：絞り込みですけども、この5ヶ所に対して順位付けを行います。

仮に66のいくつというのが、順番で1、2、3、4、5という形で順位づけをしまして、その順番で、判断の中でここが一番適しているということで順位が高い順から、優先的に交渉するといいますか、候補地としての価値を上げていきたいと考えております。

質問：それではこの審議会の中では、この順位づけまでが終わって、一応審議が終わるってことですね。その順位づけをするまでが審議会のいわゆる、その協議の場で、それは終わって審議会はこのことに関しての協議は終了ということですよ。

回答：そのとおりでございます。評価する項目を次回、決めさせていただきまして、その結果を第5回目の時に発表させていただきたいと思っております。

順位づけはこのようになりましたということで、うちの方は、その後に地区に行って交渉といいますか、用地交渉から全て行っていくというような工程になります。